

新宿区教育委員会会議録

令和3年第7回定例会

令和3年7月2日

新宿区教育委員会

令和3年第7回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和3年7月2日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時46分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	山 下 浩 一 郎
委 員	今 野 雅 裕	委 員	年 綱 和 代

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	中央図書館長	中 山 浩
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	荒 井 亮 宏
教育支援課長	内 野 桂 子	学校運営課長	広 瀬 岳 平
統括指導主事	北 中 啓 勝	統括指導主事	大 川 直 樹
統括指導主事	波多江 誠	文化観光課長	菊 池 加 奈 江

書記

教 育 調 整 課 査 査	芳 賀 祐 子	教 育 調 整 課 係	国 分 克 行
---------------	---------	-------------	---------

議事日程

議 案

日程第1 第27号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

日程第2 第28号議案 新宿区指定文化財の指定について

報 告

- 1 令和3年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 令和2年度に発生した体罰等の実態調査について（教育指導課長）
- 3 令和2年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について（教育指導課長）
- 4 区立学校における給食食材の放射能検査の終了について（学校運営課長）
- 5 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和3年新宿区教育委員会第7回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、星野委員にお願いします。

○星野委員 かしこまりました。

○教育長 本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により補助執行している事務についての説明、報告を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

本日の進行につきましては、日程第1 第27号議案及び日程第2 第28号議案について一括して説明を受け、審議を行います。次に、報告1から報告4について一括して報告を受け、質疑を行います。

◎ 第27号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

◎ 第28号議案 新宿区指定文化財の指定について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第27号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」、「日程第2 第28号議案 新宿区指定文化財の指定について」を議題とします。

それでは、第27号議案及び第28号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第27号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について、御説明いたします。

本来、補正予算（案）などの区長に対し教育委員会の意見を述べる事務につきましては、教育委員会の権限に属するものとして御審議をいただく事案となりますが、さきの令和3年新宿区議会第2回定例会に提出されました令和3年度新宿区一般会計補正予算（第6号）中、歳出第10款教育費につきましては、教育委員会を開催するいとまがなかったため、教育長が臨時代理を執行し、補正予算（案）に異議がない旨の意見を述べたものでございます。

つきましては、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則に基づき、本議案により教育委員会の承認を受けるものでございます。

それでは、今回の補正予算（案）の概要について御説明いたします。

今回補正を行ったのは1事業で、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中で、重症化リスクの高い児童・生徒が通う新宿養護学校において、教職員等を対象としたPCR検査を実施するために、必要となる経費を計上したものでございます。

事業の概要ですが、第4項特別支援学校費、第1目特別支援学校費、事業名は、職員等への新型コロナウイルス感染症検査です。補正予算額は、69万5,000円の増で、補正後の予算額は140万6,000円となります。

なお、本事業は都補助金（新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業費）を受けて行うもので、経費全体が補助対象となることから、歳入についても合わせて計上しているものです。

以上、補正後の教育費全体の合計は125億2,674万1,000円となります。

第27号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関して、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を受ける必要があるためでございます。

続いて、第28号議案 新宿区指定文化財の指定について御説明いたします。

今回の文化財の指定は、「巴講睦の獅子頭 雌雄一対」とその付属品とされる附一式の1件でございます。詳細な内容につきましては、この後、文化観光課長から御説明させていただきます。

○文化観光課長 それでは、新宿区指定文化財の指定について御説明をさせていただきます。

指定文化財の内容についてでございます。

巴講睦の獅子頭 雌雄一対、附①獅子頭木箱一対、②たてがみ（鉾）一対、③「焼残り獅子頭毛ノ記」一部、④焼残り獅子頭の毛（袋付）一点でございます。

種別 指定・有形民俗文化財、所在地 新宿区北新宿二丁目1番1号、所有者 巴講睦（講長 宮坂研吾）。

物件の説明をさせていただきます。

巴講睦は、北新宿一帯の鎮守であります鎧神社の古くからの氏子で、明治41年に発足したとされています。巴講睦が所有する資料には、鈴木松年の作と伝えられる金屏風や掛け軸、

山内多門筆の獅子図屏風、それから巴講睦の御神酒所で使用されている祭具、隣接する咳止地蔵の祭具類などがあります。

安政3年9月の作と伝えられる雌雄の獅子頭は、雄は角を、雌は宝珠を頂いており、鼻先に焦げ跡が残っています。毎年9月中旬の鎧神社祭礼の際、巴講睦のお神酒所に飾られます。

収納されている箱に書かれました墨書によりますと、この獅子頭は氏子の一人であります土方氏が保管していましたが、大正14年5月に隣家の失火のため収納していた倉庫が延焼し、焼失しそうになりました。そこで、氏子の川本氏らが身を挺して取り出したところ、箱は既に半分焦げた状態でしたが、獅子頭は無事であったということです。

箱は大正14年9月に新調されています。箱には「淀橋町寿賀多会」と書かれています。この会は現存しておりませんが、役員には地元の旧家の名が記されています。巴講睦との関係は不明ですが、「獅子図屏風」の箱書にもこの会の名前と多くの人名が連記されているため、巴講睦の構成地域と同地域の旧家による会と推察されます。

指定の理由でございます。

区内では希少な江戸時代からの獅子頭で、現在確認されているものとしては区内で最古であります。規模も大きく、造作も丁寧で力強いものです。渦と呼ばれる眉や、角、宝珠の形も良く、状態はおおむね原型を保っています。

焼残りの伝承を記した箱書きや文書など、関連資料も伝わっており、地域の信仰や民俗を知る上でも重要です。また、鎧神社の氏子組織であります巴講睦によって今日まで大切に伝えられ、現在も祭礼に使用されている点も貴重であります。

ただいま御説明いたしました、このたび指定いたします文化財の写真及び所在地を資料に記載させていただいております。

次に、決定後の取扱いについてでございます。

教育委員会で決定をいただいた後、新宿区文化財保護条例第5条第2項及び第7条第2項の規定により告示を行い、併せて警察・消防等の関係機関に通知いたします。

また告示後、所有者に指定書を交付いたします。情報発信につきましては、区広報紙、ホームページで紹介するとともに、観光ガイドマップ等に掲載してまいります。

内容の説明は以上です。

○教育調整課長 第28号議案の提案理由です。

新宿区文化財保護審議会から答申のあった文化財について、新宿区文化財保護条例第5条に基づき新宿区指定文化財に指定するためでございます。

議案の説明は以上で終わります。

○教育長 説明が終わりました。第27号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○星野委員 この検査は、この期間に1人何回行うのでしょうか。

○教育調整課長 実施期間が7月中旬から10月30日とございますが、この期間で新宿養護学校の教職員につきましては、2学期が始まる前に1人1回実施するという内容となっています。

○星野委員 確かにPCR検査を実施することはとてもいいことだと思うのですが、あまりにも間隔が長過ぎるように思います。オリンピックではないので毎日実施する必要はないにしても、1週間に1回か2週間に1回実施しないと、本来の意味はないと思います。PCR検査自体はそれなりに費用のかかる検査ですが、抗原検査ですと1キット1,000円程度でできるようになっていきますので、重症化リスクの高い児童・生徒に接する新宿養護学校の教職員に関しては、抗原検査を1週間に1回か2週間に1回実施するようにしたほうが意義があるのではないかと思います。

○教育調整課長 御意見ありがとうございます。PCR検査ではないのですが、新宿養護学校の教職員につきましては、職域接種として、今週からワクチン接種なども行っております。そうしたことを含めまして、2学期がスタートするまでに体制を整えていきたいと思っております。PCR検査の実施につきましては、今後の課題として受け止めさせていただきます。

○教育長 他に御意見、御質問はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第27号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第27号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第28号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○山下委員 獅子舞そのものはやられているのでしょうか。これは飾っているだけですよね。

○文化観光課長 御説明の中でも少し申し上げさせていただいたのですが、神社の祭事のおきにお神酒所で飾られているものでございます。

○教育長 かぶって踊るということではないのですね。

他に御意見、御質問はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第28号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第28号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

それでは、ここで文化観光課長には御退席いただきます。ありがとうございました。

[文化観光課長 退席]

-
- ◆ 報告 1 令和3年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
 - ◆ 報告 2 令和2年度に発生した体罰等の実態調査について
 - ◆ 報告 3 令和2年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について
 - ◆ 報告 4 区立学校における給食食材の放射能検査の終了について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告4について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○次長 それでは、令和3年第2回区議会定例会における代表質問等答弁要旨について、御報告させていただきます。

最初に、立憲民主党・無所属クラブの代表質問でございます。

コロナ禍と東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会についてです。

子どもたちに競技を観戦させる「学校観戦プログラム」などが予定されているが、中止とすべきではないか、という御質問です。

教育長答弁です。

現時点で都より正式な通知は来ていないが、各担当教員が競技会場の実地踏査を行っている。今後、都から示される通知の内容と実地踏査で学校から挙げられた情報等を踏まえ、慎重に判断していく、と答弁いたしました。

次に、一般質問、ヤングケアラーについてです。

(1) 実態把握にどのように努めてきたか。どのような支援をしてきたか。

(2) 国は、ヤングケアラーへの支援策を取りまとめた。区及び教育委員会はどのような

連携や体制、取組を考えているのか、という御質問です。

次長答弁でございます。

(1) 現在、区立学校では、教職員が日頃から児童・生徒の様子を観察することに加え、年3回アンケート調査を実施している。本年は5月に配慮を要する児童・生徒に対する調査を実施し、調査結果をもとに、面談等により内容を確認している。

また、ヤングケアラーの状況を察知した場合には、校内で共有し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を図りながら支援を行っている。

(2) 各学校では、気になる児童・生徒を把握した段階で、スクールソーシャルワーカーの助言を受け、サポートチーム会議を開催し、学校全体で情報共有するとともに、支援を進めている。必要に応じて、区の福祉・介護・医療・教育の関係機関で構成され、虐待の予防や適切な対応を情報共有することの役割を担う、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークを活用し、関係機関の連携を密にするとともに、効果的な対応につなげていく。

また、教職員をはじめ地域協働学校運営協議会委員やPTAなどの学校関係者に対し、ヤングケアラーの理解促進を図り、支援する取組を推進していく、と答弁いたしました。

次に、2番目、新宿未来の会です。

一般質問、「不登校・引きこもり問題」についてです。

(1) 不登校児童・生徒数といじめの認知件数の相関関係について。また、直近の不登校児童・生徒数及びいじめの認知件数について。

(2) 「つくし教室」の実績と課題、今後の展望について。

(3) フリースクールやアウトリーチを支援するNPO団体なども誕生するようになってきているが、どのような情報交換及び連携を行っているのか。また、新宿区の特性に合わせた対策は、という御質問です。

次長答弁です。

(1) 不登校児童・生徒数といじめの認知件数については、直ちに、相関関係が分かるものではないが、今後もしじめや不登校については、学校の組織的な対応を支援していく。

また、いずれも速報値になるが、令和2年度の不登校児童・生徒数については、小学校は87名、中学校は138名、いじめの件数については、小学校は419件、中学校は44件となっている。

(2) つくし教室の現在までの実績については、つくし教室の利用を経て学校に復帰したケースはもとより、つくし教室で様々な学習や体験を積み重ね、多くの生徒が進学すること

ができています。課題は、不登校児童・生徒の多くが、つくし教室や支援機関を利用していないことから、支援の場所や内容をより一層工夫していく必要がある。

また、つくし教室を利用する児童・生徒が学校復帰を希望する場合、学校生活に適応していけるよう在籍校での別室登校を始める際にきめ細かな支援を進めていくことも必要である。

将来に向けては、これまで積み重ねてきたつくし教室での支援や今年度から本格実施しているアウトリーチの取組について、成果と課題を丁寧に検証し、不登校児童・生徒を支援するよりよい環境づくりや多様な教育機会の確保を着実に進める。

(3) フリースクールなどの民間団体との連携については、本年1月に開催した不登校対策委員会において、民間団体の代表の方を4名招聘し、情報交換を行った。各団体の指導方針やカリキュラムの内容について共有するとともに、今後の連携等についても協議した。

新宿区の特性に合わせた対策については、今年度から不登校対策委員会を「多様な教育機会検討委員会」と名称を変更し、立ち上げている。家庭、地域、民間団体と連携し、多様な教育機会の確保ができるよう、対応していく、と答弁いたしました。

次に、3番目、自由民主党新宿区議会議員団です。

代表質問の1点目、東日本大震災から10年の危機管理と防災対策について。

東日本大震災の教訓を伝える防災教育という点でどのように取り組んでいるのか。

教育長答弁です。

区立小中学校では、月に一度行われる避難訓練で、自然災害を想定したものなど多様な訓練を実施しており、教材「3. 1 1を忘れない」「地震と安全」「防災ノート 東京防災」などを活用し、防災に関する学習を行っている。さらに、区立中学校では、昨年度は感染防止対策として実施できなかったが、例年は地域の町会などと連携して行う避難所防災訓練に生徒が参加し、災害時の応急手当や炊き出しなどを体験している。

今後も、防災の知識を身に付けるとともに、実生活に活かせる防災教育の取組を推進していく、と答弁いたしました。

2点目、ヤングケアラーについて。

(1) ヤングケアラーの実態調査を行い、現状を把握すること及び学校における早期発見・把握の取組は。

(2) 教育委員会と福祉部局の連携及びヤングケアラーに関する周知の徹底について、という御質問です。

教育長答弁で、記載のとおりでございます。

4 番目、日本共産党新宿区議会議員団の代表質問、子どもたちの観戦プログラムについて、安全に観戦する保証はあるのか、という御質問でございまして、教育長答弁は記載のとおりでございます。

次に、一般質問の1点目、痴漢など性犯罪・性暴力対策についてということで、文部科学省が「子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育」を具体化し、今後、教育現場で取り入れるとしているが、区教育委員会ではどのような内容とスケジュールで取り組んでいくのか、という御質問です。

次長答弁でございます。

令和元年度から西新宿中学校が都教育委員会の「性教育のモデル校」として、性差についての正しい知識や理解を得られるよう東京都医師会の産婦人科医を招聘し、協力して授業を展開している。研究成果は区内の教員へ周知されているが、今年度も日程等が確定次第、周知する予定である、と答弁いたしました。

次に、一般質問の2点目、ヤングケアラーへの支援についてです。

区教育委員会では、区立学校にヤングケアラーに関する調査を行っていると聞いているが、どのような調査で、結果はどうだったか。結果の分析とそこから見えた課題は、という御質問で、次長答弁で、記載のとおりでございます。

5 番目、社民党新宿区議会議員団、一般質問、新型コロナウイルス感染症から健康とくらしを守る施策についてでございます。

東京2020オリンピック・パラリンピック観戦の際には、どのような新型コロナウイルス感染症対策を行うのか。

また、猛暑とコロナの感染拡大の中、児童・生徒の健康を守ることを考えた時、観戦は中止すべきと考える。都の判断を待つまでもなく、区としての決断を求めるがいかがか、という御質問です。

教育長答弁で、記載のとおりでございます。

6 番目、スタートアップ新宿、一般質問、ICTについてでございます。

(1) 学校におけるICT機器やソフトウェア等の共同調達の有効性はどのようにお考えか。

(2) 学校と保護者の連絡手段について、オンラインで欠席届を提出できる学校の数や比率は把握しているか。

また、オンラインで欠席届を提出できる機能に対する保護者の要望及び全学校での導入に

向けた対応について考えを伺う。

教育長答弁です。

(1) 共同調達の推進に向けては文部科学省が公表している「第3期教育振興基本計画」において、教職員の業務負担軽減に効果的な統合型校務支援システムの整備を図るため、調達コスト及び運用コスト抑制に向け、都道府県単位での共同調達・運用を促進することが掲げられている。共同調達は有効であるが、円滑に推進するためには、都との連携が不可欠のため、今後機会を捉えて、情報交換していく。

(2) 学校ホームページを活用し、オンラインで欠席届を提出することができる学校は、小学校が全29校中6校で20.1%、中学校が全10校中1校で10%になっている。

また、多くの学校では電話と連絡帳を併用して欠席連絡を受けていることを確認しており、連絡帳での欠席連絡は「確実に欠席情報が伝わり、プリントの受け渡しなどもできる」というメリットがあり、長年学校で使われてきた連絡方法である。オンラインでの欠席届の提出については、「病院の中や通勤中などの電話ができない場面でも学校へ連絡ができて便利だ」という保護者からの声があった。電話による欠席連絡では「欠席理由などを詳しく聞き取れる」等の学校側のメリットもあった。それぞれの方法にメリットがあることから、欠席届の連絡方法を複数用意することが保護者の負担軽減につながる点でも有効であると考え。

そのためにも、欠席届のオンライン化を導入していない学校に対しては、利活用について周知し、ICT支援員による導入のサポートを行いながら推進していく。

こちら、議員が欠席したため、文書質問という形になりました。新宿区議会公明党の代表質問、教育支援の充実について、でございます。

(1) 新宿区独自の学力調査をもとに、どのように個々の学力向上に取り組んでいるのか。

また、GIGAスクール構想に基づいてタブレット端末が導入されたが、今後、学力調査と関連してタブレット端末をどのように活用していくのか。

(2) 放課後学習支援について課題をどのように認識し、取り組んでいるのか。また、自学自習についてどのように工夫されているのか。

(3) 国や都の給付金・助成金が充実し、貸付型の奨学金の需要が少なくなってきたことから、今後、区における奨学資金の貸付のあり方について検討していくと伺っているが、考えを伺う。

(4) 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした学習活動について、これまでの取組状況は。

(5) 令和3年に文化プログラム・学校連携事業実施校として、落合第六小学校と新宿養護学校が指定されているが、どのような学習が行われるのか。

(6) 部活動指導員を会計年度任用職員として募集しているが、指導者の人材確保についての考えを伺う。

また、これまで体育協会の会員や新宿未来創造財団の人材バンク登録者などを活用した人材確保が行われてきたが、今後の団体等との連携についての考えを伺いたい、という御質問です。

答弁です。

(1) 新宿区学力定着度調査は、苦手分野では課題の克服、得意分野ではさらに能力を伸ばすために活用でき、教師は苦手分野の分析や傾向を把握し、重点プランを作成し、授業改善につなげている。

また、継続的な調査の実施により、個人、学年や学校全体といったそれぞれの単位で学習状況を把握でき、子ども一人ひとりに応じた指導の見直しへつなげている。

また、今後はタブレット端末のデジタルドリルを活用して、さらに努力が必要な課題に取り組みせるとともに、学習内容を遡り基本に立ち返る場面や、学年を越えて先行して学ぶことなど学びの可能性を広げる活用に努めていく。

(2) 放課後学習支援の課題は、スタッフを充実させることであり、多様な人材を確保することで、児童・生徒の参加意欲を高めていくよう努めている。

自学自習の工夫と具体的な取組として、小学校では、学校図書館の放課後開放を整備し、児童が図書資料を使った調べ学習や、自ら用意した教材による自学自習を進めている。

また、中学校では、生徒が主体的に自習室の開放や定期試験前の勉強会を実施している学校もあり、生徒会役員交流会を通じて好事例の共有を図っている。

(3) 奨学資金の貸付のあり方の見直しにあたっては、授業料以外に必要な経費への適用や貸付金額の拡充など、経済的理由により修学が困難な子どもたちの学校生活がより充実したものとなるよう、検討を進めていく。

(4) 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした学習活動として、教育委員会では、障害者理解教育において、各学校がブラインドサッカーやゴールボールなど、5つの障害者スポーツの種目から1つを選択し、授業を実施しており、児童・生徒は、障害当事者との交流や体験的な学びにより、障害への理解を深め、障害当事者とのかかわり方を見つめ直すよい機会となっている。

今後も大会後のレガシーとして引き継がれるよう引き続き支援していく。

(5) 落合第六小学校では、大道芸の鑑賞・体験プログラムを予定しており、校庭や体育館において、一輪車やジャグリングなどの実演・体験を行う。

新宿養護学校では、日本の伝統文化に触れ、日本の良さに気付き、大切に育てる児童・生徒を育てるために、演劇公演の鑑賞を予定している。

(6) 部活動指導員の人材確保については、区ホームページに採用案内を掲載するとともに、大学や区体育協会、新宿未来創造財団などへ情報提供を行ってきたが、現在、一部の部活動において、適任者が見つからなかったため、継続して募集を行っている。

今後の団体等との連携のあり方については、人材確保をより一層進めるため、意見交換や課題の共有化を図り、連携を強化することで、充実した部活動及びクラブ活動となるよう取り組んでいく、と答弁いたしました。

第2回定例会の答弁要旨については、以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

続いて、報告2についてお願いします。

○教育指導課長 それでは、令和2年度に発生した体罰等の実態調査について、御報告いたします。

調査対象ですが、こちらは新宿区立の小学校、中学校、特別支援学校の全てとなります。

調査対象期間ですが、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなります。

調査方法ですが、教職員に対しては、校長による聞き取り調査、児童・生徒については、質問紙調査及びその後の聞き取り調査で行っております。

調査結果を御覧ください。各学校からの調査結果を受け、東京都教育委員会に報告をいたしました。令和2年度においては、体罰はございません。小学校での不適切な指導が1件となります。

ここで、行為の区分が示されておりますが、その概要について説明をさせていただきます。

体罰は教員が児童・生徒に身体的に直接的・間接的に肉体的苦痛を与える行為であり、例えば、たたく、殴る、蹴るなどが該当いたします。続いて、不適切な指導ですが、不適切な指導は、児童・生徒の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行為であり、例えばおでこをはじく、いわゆるデコピン、こづく、胸ぐらをつかんで説教するなどが該当いたします。最後に、行き過ぎた指導は、運動部の活動やスポーツ指導等において、児童・生徒の現状に適合しない過剰な指導であり、例えば目的は誤ってはいないが、その指導内容、方法

等が児童・生徒の発育、発達や身体の現況に適合していない指導や、能力の限界を超えた危険な指導が該当いたします。暴言等は、教員が児童・生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動であり、例えば威嚇する、人格を否定する、暴言、ばかにするなどが該当いたします。

次に、今回の事案の概要、発覚の経緯、学校の対応、教育委員会の対応とともに区や学校の体罰防止の取組について、御報告させていただきます。

今回、不適切な指導として報告した事案についてでございます。こちらは、小学校の教室において学級が落ち着かず騒がしかったため、児童に対して「人をなめるな」と大きな声で指導すると同時に、児童の腕をつかんで引っ張ったというものです。児童にけがはありませんでした。学校は、現場にいた他の教員からの報告で、今回の事案を把握し、当該教員が児童に謝罪するとともに、保護者と連絡を取り謝罪をしております。教育指導課では、校長と本人から状況を確認するとともに、大声を出したり、身体に触れる行為は子どもに恐怖を与える可能性があり、不適切な指導で改めるべきであることを指導いたしました。

以上が事案の概要となります。

教育委員会では、体罰の防止について定例の校長会、副校長会において、体罰は指導ではないこと、感情のコントロールが大切であること、教員個々の状況に応じた指導をするように伝えております。また、新任教員研修会において、アンガーマネジメントの視点を取り上げた怒りの感情のコントロールの大切さを指導しています。

また、各学校では職員会議ごとに服務事故防止に向けてのミニ研修を実施するなど、計画的に服務事故防止に取り組むとともに、年3回の服務事故防止月間で各学校で体罰防止のスローガンを話し合うなど、重点的に意識啓発を行っております。

教員の体罰や不適切な指導については、児童・生徒や保護者がいつでも相談できる体制を整えることが必要であると考えております。児童・生徒を対象に実施するアンケートの中で教員の指導についても調査を行い、把握に努めています。体罰は児童・生徒に対する人権侵害の行為であり、学校教育法で明確に禁止されております。これからも体罰は教員が絶対に行ってはならない行為として、その根絶に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

続いて報告3についてお願いいたします。

○教育指導課長 令和2年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連

絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について、報告いたします。

本制度につきましては、児童・生徒の健全育成のために子どもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために、学校と警察がそれぞれの役割を果たし連携して効果的な対応を行うために、平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会の間で協定が締結されたものでございます。

本日は、令和2年度の9月1日から3月31日までの運用状況について御報告をさせていただきます。

なお、恐れ入りますが、個人情報保護の観点から、案件についての詳細な説明については行うことができないことを御理解くださいますようお願いいたします。

それでは、資料を御覧ください。

警察から学校への個人情報の提供があった4件の事案、本人外収集について御報告いたします。

1番目は、学習面について保護者と本人の考えの相違からトラブルになり、家出をした事案です。その後、子ども家庭支援センターの指導の下、帰宅しております。家庭内トラブルによる家出として警察から学校へ連絡が入ったものとなります。

2番目は、公園での中学生と小学生のトラブルの事案です。公園に駆けつけた警察が本生徒へ聞き取りを行い、生徒本人には非がないことが分かりましたが、警察が区立中学校に連絡をしたものです。なお、区立小学校には連絡が入らなかったため、区立小学校ではなかったものと考えられます。

3番目は、女子中学生が下校中に不審者から後をつけられた事案です。近隣の大学の警備員が警察へ通報し、警察が駆けつけ対応をいたしました。女子生徒に実害はありませんでした。下校中に不審者につけられた事案として、警察から学校に連絡が入ったものです。

4番目は、小学生による万引きの事案です。万引きを行った翌日に保護者とともに警察へ行き、指導を受けております。その後、警察より学校に連絡がありました。

続いて、学校から警察への個人情報を提供した6件の事案、外部提供について報告をいたします。

1番目は、校内において当該児童から当該校教員への暴力行為があり、学校から警察へ通報した事案です。警察が学校へ到着後、対面にて児童の個人情報を提供したものでございます。その後、保護者も来校し、保護者も警察と面会しています。

2番目は、女子児童が下校中に不審者につけられたため、学校に戻り担任へ相談した事案

です。緊急性があったため、校長の判断で学校から警察へ児童の個人情報を提供いたしました。その後、保護者からも警察へ連絡をしています。実害はありませんでした。

3番目は、登校中に不審者から胸ぐらをつかむなどの暴力行為を受けた事案です。学校から警察へ通報し、警察が学校へ到着後、対面にて児童の個人情報を提供したものです。当該不審者は、その後逮捕されたとのことですが、胸ぐらをつかまれた以外の実害はございません。

4番目は、当該児童から当該校教員への暴力行為があり、学校から警察へ通報し、警察が学校へ到着後、対面にて児童の個人情報を提供したものです。その後、保護者も来校し、保護者も警察と面会しております。

5番目は、当該児童が消火器を振り回すなど器物破損行為があり、学校から警察へ通報し、警察が学校へ到着後、対面にて児童の個人情報を提供したものです。その後、保護者も来校し、保護者とともに警察署へ行き指導を受けています。

6番目は、女子児童が家出をした事案です。その後、他県で保護され、児童相談センターにて一時保護となっております。事案の内容については以上となります。

報告は以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

続いて報告4についてお願いします。

○学校運営課長 区立学校における給食食材の放射能検査の終了について、御報告いたします。

平成23年の東日本大震災によって引き起こされた東京電力福島第一原子力発電所の事故をきっかけに、平成24年4月から区立学校と希望する私立目白平和幼稚園で実施してきた給食食材の放射能検査を令和2年度をもって終了いたしました。

検査の概要でございます。区民から、食品の安全確保のために、区において検査をして欲しいとの要望が次第に高まり、区でヨウ化ナトリウムシンチレーションスペクトロメータを購入し、平成24年4月から区独自に給食食材の放射能検査を開始いたしました。

これまでの実績でございます。平成24年度は年3回、平成25年度は年2回、平成26年以降は年1回実施し、全て不検出という状況でございました。

終了の理由でございますが、都道府県における検査体制が確立されており、区において放射能検査を行う重要性が低くなったためでございます。

また、食品中の放射能物質に関するモニタリング検査は、各都道府県が検査計画を策定して実施しており、検査結果を厚生労働省のホームページで公表してございます。ここ数年は、

基準値を超過した検体がほぼ0となっており、基準値を上回る時には出荷制限をしているという状況でございます。

報告は以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。報告1について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、報告2の質疑を終了します。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、報告3の質疑を終了します。

次に、報告4について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○山下委員 1年後か、2年後でしたか、原発の処理水を海に流すようになりますよね。そういうことが始まったら、また、放射能検査を復活させるということはあるのでしょうか。

○学校運営課長 そうしたことが開始され、区民の方々から御要望があった際には、教育委員会としても検討していきたいと考えております。

○教育長 他に御意見、御質問等はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、報告4の質疑を終了します。

◆ 報告5 その他

○教育長 次に、報告5、その他ですが、事務局から報告がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございます。

午後 2時46分閉会